

## 人事院勧告は青年に被害集中

今年の人事院勧告は、青年層に厳しい内容になっています。このため、全国税青年部は国税庁長官あてに「青年の賃金にかかる要求書」を提出しました。(裏面参照。)

全国税は、賃下げ給与法改定阻止の闘いをしています。皆さんのご協力をお願いします。

## 国税労組は青年の敵？

今年の調整方式は、明らかに青年にとって不利な内容になっています。しかし、国税労組の機関紙には、この調整方式を「粘り強い運動の成果として評価できるものです」と書いてあります。国税労組は青年に不利な調整方法を勧告させるために粘り強い運動していたのでしょうか？

しかも、「政府に対しては人事院の勧告通り措置することを求めていきます。」とし、労働組合が賃下げを要求するという、通常では考えられない記事を掲載しています。

職場の責任組合と自称する組織とは思えない対応ではないのでしょうか？

# 全国税に加入しよう

青年のみなさんは、全国税にどのような印象をもっていますか？

以前は、全国税に加入すると差別される等いろいろ言われてきましたが、今はそんなことはありません。今年の4月全国税に加入した普通科62期生も楽しく仕事をしています。

青年の皆さん、全国税に加入して税務署LIFEを楽しみましょう。

## 人事院勧告のここが変！

### 民間準拠になってない！

人事院は、国家公務員の給与水準が民間に比べて高いとして、賃下げ勧告を実施しました。しかし、民間で初任給が減額された企業は5%にも満たず、他方初任給の据え置いた企業は84%に上ります。つまり、青年の民間給与は下がっておらず、民間に準拠するなら青年の給与は下げる必要はないのです。

### 賃下げ額以上の給与の調整

今年の調整方式は、全職員一律に官民格差1.07%を12月の期末手当で調整することになっているため、引き下げ率の低い青年層は被害がおおきくなります。

各級の平均の賃下げ率は下のとおりです。

1級	2級	3級
0.5%	0.7%	0.9%

1級では、下げ率が0.5%なのに調整は1.07%掛けるのですから、その差額0.57%が余分に削減されることとなります。

単純計算ですが、今年4月1日時点で税務2-2(国専初任給)の場合を試算すると・・・

194,900円(現行額) × 1.07% = 2,085円(調整額)  
2,085円 - 900円(賃下げ額) = 1,185円

この1,185円を4月に遡って、余計に負担することになります。

## 組合費値下げ！

月額 3,000円

加入しやすくなりました。  
国税労組より安い！！

これ以上の賃下げは許せない。  
全国税に加入して闘おう。

